

▽私の読書ノート

岩永理恵著

『生活保護は最低生活をどう構築したか 保護基準と実施要領の歴史分析』

研究会同人の皆さま 以下に再掲する次第の岩永本、ツンドクに成っていたのですが、今度読みました。

神奈川最賃裁判との関連で知りたいと思っていた「勤労控除」については大したことは書かれていませんでした。が、抜き書きメモは作ったので、添付送付します。論点として扱われているのは、必要充足＝労働費用カバーと自立助成褒賞の観点の扱いですが、前者から後者への移行（61年）との認識と両者並列との認識が混在しています。岩永が依拠している厚生官僚周辺の資料がいろいろに書いているからでしょうが、厚労省保護課の現資料は両因併存説のようです。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ifbg-att/2r9852000001ififi.pdf>

この本全体についての感想を述べるならば、何か不思議な本という感じです。生活保護は「長い歴史を経て、生活困窮者を放置することを当然とする制度になってしまった」（p.289）と書いているわけですから、御用学者の弁護論ではまったくありません。厚生官僚周辺のかんれん資料を丹念に蒐集し、通史的に展開した作業は貴重で、大事典的に利用もできます。

しかし、朝日訴訟（57年8月東京地裁提訴）浅沼判決（60年10月）に触れることが全く無く、したがってその訴訟を科学的に支えた労研最低生活費（厚生省の委託研究の成果!?!）や敢然と証言に立ったその労研研究のリーダー＝藤本武先生についても叙述に登場しません。その時代は現在の安倍内閣の方向と全く同じで、再軍備予算を増やししながら社会保障予算の緊縮を続けていた時代です（今日付け赤旗の一面にある朝日健二インタビュー記事参照）。総評、全日自労、日患同盟、全生連（この組織は健在で奮闘中「赤旗」1月25日報道）などの社会保障運動の展開が朝日訴訟を支えました。1961年は「保護基準について大幅に引き上げた画期」とヒトごとのように書かれています（p.119）。

そういう叙述になる岩永の史的分析の方法論叙述では（pp.22-24, p.42）運動論的立場、権利主義的社会保障論、歴史法則発展論が斥けられており、「生活保護行政をめぐる歴史法則」を論じた場合、「そこに帰結しない事実に向けることができない」とも言われています。「厚生省社会局の官僚のレベルで展開をたどる」（p.24）のはよいとして、「間接的な影響力を行使する人や社会経済的状況が」政策形成過程に「反映されるのは当然」と言いながら（p.26）、50年代後半の朝日訴訟や初期総評の社会保障闘争に全く目を向けないのはどうしたことか。少なくとも、それらの運動が政策成立には帰結しなかつた論証が必要でしょう。こういう不思議な岩永本の方法が、岩田正美さんシュレーの方法論なのかとまで思ってしまう。なおこういう私の疑念は、この本に社会政策学会賞を与えた選考委員会の「選考経過」の中では登場しなかつたみたいで、そのことも私に焦燥感を与えます。

<http://www.sssp-online.org/2012gakkai.html>

下山房雄

「最低生活を具体的に示した 保護基準」における「勤労控除」

岩永理恵『生活保護は最低生活をどう構築したか 保護基準と実施要領の歴史分析』抜

頁（ _____ 索引に無し）

13 「保護基準」―「収入認定」→保護支給要件

「収入認定」における「費用控除」の一つ～「勤労控除」

99 1959年度（稼働世帯6割）勤労控除設定 根拠＝○必要経費 ×自立助長褒章

117 60年度 勤労控除増額 必要経費 「働けとか働かすべきだとかいうことではない」

122 扶助基準本体～「日常生活の起居動作」保障のみ

労働に対する費用～勤労控除措置

125 61年度以降勤労控除改正～「自立助長のためとも語るようになった」画期

127 63年度 「勤労控除の中に未成年者控除を加えた」

157 61年度実施要領大幅改訂 「勤労控除の意図を必要充足から自立助長へ変更」

210 80年度予算サマーレビューにおける大蔵省問題提起

「勤労控除のあり方を見直すべき」（内容 ??? - 下山）

239 86年度勤労控除改正 職種区分廃止

収入金額比例方式基礎控除に一元化（勤労意欲増進性強化）

要否判定に用いる基礎控除＝70% 控除額＝世帯単位

「就労するが故に生ずる個々の必要経費を補填するという基本的性格は変えない」

290 保護基準本体＝48年マバ方式を中核

（61年エンゲル方式 69年格差縮小方式 85年水準均衡方式）

それと別の論理：労働に対する費用＝勤労控除設定

（61年：控除の意図 必要充足→自立助長）